

# 令和4年度栃木県計画に関する 事後評価

(継続事業分)

令和7(2025)年1月  
栃木県

## 事業の実施状況（令和5年度の状況）

### 事業区分1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業の区分	I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業	
事業名	【医療分No. 1】 病床削減支援給付金支給事業	【総事業費】 93,480千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	R4 佐々木記念クリニック、真岡中央クリニック R5 宇都宮第一病院、菊池病院	
事業の期間	令和5年度 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想における必要病床数の実現を図るため、病床の削減を推進する必要がある。	
	アウトカム指標 ・栃木県全体の病床数 17,487床 (R3.7.1) → 17,273床 (R5.7.1) △214床 (※) ※区分I-1事業による病床削減数 △138床 (R3年度:18床、R4年度:120床) 区分I-2事業による病床削減数 △76床 (R4年度)	
事業の内容 (当初計画)	病床を削減した医療機関に給付金を支給する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該事業の対象となる病床削減数 76床	
アウトプット指標 (達成値)	当該事業による病床削減数 (R4年度) 31床 当該事業による病床削減数 (R5年度) 51床	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内の栃木県全体の病床数は、令和6年7月1日時点の病床機能報告が実施されていないため、観察できなかった。 なお、代替値として、令和5年7月1日時点の病床数は以下のとおりである。 ・栃木県全体の病床数 17,487床 (R3.7.1) → 17,176床 (R5.7.1) △311床	
	(1) 事業の有効性 本事業により、令和5年度において回復期病床を除く51床が削減され、地域医療構想の達成に向けて一定程度効果があった。 令和5年度においては、当初の計画から病床削減の時期が後ろ倒しになる医療機関もあったが、令和6年度においては、当該事業を活用し、92床(給付対象病床)の削減を見込んでいる。 引き続き、地域医療構想調整会議等において、制度の主旨等を医療機関に周知していく。	
	(2) 事業の効率性 地域医療構想調整会議及び医療審議会において医療機関ごとに事業実施の合意を得ており、真に必要な病床削減の取り組みに限定して実施している。	
その他		

**事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業**

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 2】 在宅医療提供体制確保事業	【総事業費】 1,384千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	①在宅医療において積極的な役割を担う医療機関 ②栃木県（栃木県医師会に委託） ③栃木県看護協会 ④郡市医師会	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展や地域医療構想による病床の機能分化・連携により生じる在宅医療の需要に対応するため、在宅医療提供体制を確保する必要がある。 アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所、病院数 280施設(R3) → 280施設(R5) ・訪問看護ステーションに勤務する看護師数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 138人(R3) → 167人(R6.3.31) ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設(R3) → 287施設(R5) ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 293施設(R5.1) → 317施設(R6.3) ・在宅ターミナルケアを受けた患者数 173人/月(R3) → 185人/月(R5) ・介護支援連携指導を受けた患者数 324人/月(R3) → 609人/月(R5)	
事業の内容 (当初計画)	①在宅医療設備整備支援事業 ・在宅医療の充実強化に寄与する医療機関に対して、訪問診療、訪問歯科診療等に要する設備整備費を補助する。 ②在宅医療連携体制強化研修開催事業 ・在宅医療提供体制の強化や質の向上を図るための在宅医療の機能別研修会や医療的ケアのスキル向上研修会を開催する。 ③在宅医療地域連携体制構築事業 ・継続的な医療提供体制の構築に向けた委員会の設置、人材育成のための研修会及び医療・介護相互理解促進のための交流会の開催など、入院医療機関と在宅医療関係機関による退院調整や急変時の入院受入の整備に向けた取組を補助する。 ④在宅医機能強化支援事業 ・在宅医療に携わる医師の確保を図るための研修会や病院、診療所それぞれの在宅医療における役割分担や協力体制を構築するための連絡会の開催に要する経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①在宅医療の設備整備を行う医療機関数：12施設 ②在宅医療連携体制強化研修の受講者数：250名	

	<p>③在宅医療地域連携体制構築に係る研修会を行う看護協会地区支部数： 7支部（全支部）</p> <p>④在宅医療医師向け研修会及び病診連絡会を行う郡市医師会数： 6郡市医師会（全二次保健医療圏）</p>
<p>アウトプット指標 （達成値）</p>	<p>①在宅医療の設備整備を行う医療機関数：15施設</p> <p>②在宅医療連携体制強化研修の受講者数：402名</p> <p>③在宅医療地域連携体制構築に係る研修会を行う看護協会地区支部数： 6支部</p> <p>④在宅医療医師向け研修会及び病診連絡会を行う郡市医師会数： 3郡市医師会</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 280施設(R3) → 未確認(R5)（※1）</li> <li>・訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 138人(R3) → 未確認(R6.3.31)（※2）</li> <li>・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設(R3) → 未確認(R5)（※3）</li> <li>・訪問薬剤指導を実施する薬局数 293施設(R5.1) → 355施設(R6.3)</li> <li>・在宅ターミナルケアを受けた患者数 173人/月(R3) → 未確認(R5)（※4）</li> <li>・介護支援連携指導を受けた患者数 324人/月(R3) → 未確認(R5)（※5）</li> </ul> <p>※1 NDBデータが公表されていないため、訪問診療を実施する診療所、病院数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の届出施設数は、以下のとおり推移している。 159施設(R5.4月) → 167施設(R6.4月)</p> <p>※2 65歳以上人口が公表されていないため、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対)は確認できなかった。 代替指標として、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数は、以下のとおり推移している。 947.9人(R5.4月) → 1103.8人(R6.4月)</p> <p>※3 NDBデータが公表されていないため、訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援歯科診療所の届出施設数は、以下のとおり推移している。 70施設(R5.4月) → 70施設(R6.4月)</p> <p>※4 NDBデータが公表されていないため、在宅ターミナルケアを受けた患者数は確認できなかった。 代替指標として、県民の人生会議(ACP)認知度は、以下のとおり推移している。 20.9%(H30.8月) → 21.4%(R4.6月)</p> <p>※5 NDBデータが公表されていないため、介護支援連携指導を受けた患者数は確認できなかった。 代替指標として、保険者機能強化推進交付金(在宅医療・介護連携分野の取組状況における各市町の集計結果は以下のとおりである。 89.2%(R4) → 94.6%(R5)</p>

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療・介護従事者等を対象とした在宅医療に係る研修を実施したことで、多職種在宅医療に関する理解が深まり、在宅療養支援歯科診療所の届出施設数や訪問薬剤指導を実施する薬局数が増加したほか、入院医療機関と在宅医療関係機関による退院調整や急変時の入院受入の整備に向けた取組を補助したことで、円滑な入退院が促進されるなど、県内の在宅医療・介護連携の取組が進んだ。</p> <p>一方、在宅医療医師向け研修会及び病診連絡会を行う郡市医師会数が、当初目標である6に届かなかったが、これは5月に第五類に移行したものの新型コロナウイルス感染症の影響が残り、各郡市医師会に実施の余裕がなかったものと思われる。より効果的な事業となるよう、引き続き各郡市医師会に事業の啓発を進めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>一部の研修会等をWEB開催とし、開催準備の簡素化に加え、研修受講者の利便性が向上し、より多くの医療・介護従事者の参加につながった。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 3】 在宅医療推進協議会開催事業	【総事業費】 1,388千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（一部委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展や地域医療構想による病床の機能分化・連携により生じる在宅医療の需要に対応するため、在宅医療提供体制を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 280施設 (R3) → 280施設 (R5)</li> <li>・訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 138人 (R3) → 167人 (R6.3.31)</li> <li>・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設 (R3) → 287施設 (R5)</li> <li>・訪問薬剤指導を実施する薬局数 293施設 (R5.1) → 317施設 (R6.3)</li> <li>・在宅ターミナルケアを受けた患者数 173人/月 (R3) → 185人/月 (R5)</li> <li>・介護支援連携指導を受けた患者数 324人/月 (R3) → 609人/月 (R5)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療の推進に必要な社会基盤の整備促進及び関係機関等の具体的連携のあり方を検討するため、在宅医療推進協議会を開催する。また、訪問看護の課題や推進方策を実務者レベルで検討するため、訪問看護に関するワーキンググループを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	協議会の開催：4回 ワーキンググループの開催：1回	
アウトプット指標 (達成値)	協議会の開催：4回 ワーキンググループの開催：1回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 280施設 (R3) → 未確認 (R5) (※1)</li> <li>・訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 138人 (R3) → 未確認 (R6.3.31) (※2)</li> <li>・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設 (R3) → 未確認 (R5) (※3)</li> <li>・訪問薬剤指導を実施する薬局数 293施設 (R5.1) → 355施設 (R6.3)</li> <li>・在宅ターミナルケアを受けた患者数 173人/月 (R3) → 未確認 (R5) (※4)</li> <li>・介護支援連携指導を受けた患者数 324人/月 (R3) → 未確認 (R5) (※5)</li> </ul> <p>※1 NDBデータが公表されていないため、訪問診療を実施する診療所、病院数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の届出施設数は、以下のとおり推移している。</p>	

	<p>159施設 (R5.4月) → 167施設 (R6.4月)</p> <p>※2 65歳以上人口が公表されていないため、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対)は確認できなかった。</p> <p>代替指標として、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数は、以下のとおり推移している。</p> <p>947.9人 (R5.4月) → 1103.8人 (R6.4月)</p> <p>※3 NDBデータが公表されていないため、訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は確認できなかった。</p> <p>代替指標として、在宅療養支援歯科診療所の届出施設数は、以下のとおり推移している。</p> <p>70施設 (R5.4月) → 70施設 (R6.4月)</p> <p>※4 NDBデータが公表されていないため、在宅ターミナルケアを受けた患者数は確認できなかった。</p> <p>代替指標として、県民の人生会議(ACP)認知度は、以下のとおり推移している。</p> <p>20.9% (H30.8月) → 21.4% (R4.6月)</p> <p>※5 NDBデータが公表されていないため、介護支援連携指導を受けた患者数は確認できなかった。</p> <p>代替指標として、保険者機能強化推進交付金(在宅医療・介護連携分野)の取組状況における各市町の集計結果は以下のとおりである。</p> <p>89.2% (R4) → 94.6% (R5)</p>
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>栃木県在宅医療推進協議会及び栃木県訪問看護ステーションワーキンググループを開催し、県内すべての医療・介護系事業所を対象に実施した在宅医療実態等調査の結果を踏まえつつ、医療・介護関係者等から在宅医療の推進に向けた意見を聴取し、より実効性のある施策につなげたことで、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数や在宅療養支援歯科診療所の届出施設数、訪問薬剤指導を実施する薬局数が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>協議会をハイブリッド開催、ワーキンググループをWEB開催とした結果、開催準備の簡素化につながるとともに、出席者の利便性が向上した。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 4】 在宅医療推進支援センター事業	【総事業費】 2,782千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	①、②栃木県 ③栃木県（郡市医師会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域の実情に応じた在宅医療提供体制を構築するためには、各市町における在宅医療・介護連携推進に係る取組への支援、後方支援体制の整備、退院支援の枠組みづくり、本人が望むより良い人生の最後を迎えるために必要な医療・ケアに関する意思決定に係る啓発等を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：  ・在宅ターミナルケアを受けた患者数  173人／月(R3) → 185人／月(R5)  ・介護支援連携指導を受けた患者数  324人／月(R3) → 609人／月(R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	① 在宅医療圏ごとの連絡会議の開催等 ② 在宅医療市町担当者研修会の開催 ③ 人生会議（ACP）に係る県民や専門職向け普及啓発	
アウトプット指標 (当初の目標値)	① 連絡会議の開催数：10回（宇都宮を除く在宅医療圏） ② 在宅医療市町担当者研修会の参加市町数：25市町（全市町） ③ 人生会議（ACP）に係る研修会の開催回数：10回（全郡市医師会）	
アウトプット指標 (達成値)	① 連絡会議の開催数：12回 ② 在宅医療市町担当者研修会の参加市町数：20市町 ③ 人生会議（ACP）に係る研修会の開催回数：6回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  ・在宅ターミナルケアを受けた患者数  173人／月(R3) → 未確認(R5)（※1）  ・介護支援連携指導を受けた患者数  324人／月(R3) → 未確認(R5)（※2）</p> <p>※1 NDBデータが公表されていないため、在宅ターミナルケアを受けた患者数は確認できなかった。  代替指標として、県民の人生会議（ACP）認知度は、以下のとおり推移している。  20.9%（H30.8月） → 21.4%（R4.6月）</p> <p>※2 NDBデータが公表されていないため、介護支援連携指導を受けた患者数は確認できなかった。  代替指標として、保険者機能強化推進交付金（在宅医療・介護連携分野）の取組状況における各市町の集計結果は以下のとおりである。  89.2%（R4） → 94.6%（R5）</p> <p>(1) 事業の有効性  在宅医療推進支援センターを中心に、各在宅医療圏における連絡会議の開催や参画などを通じ、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築につなげることができた。  市町による在宅医療・介護連携推進事業の支援では、PDCAによる事業マネジメントの手法に関する市町担当者研修会を実施したほか、市町個々の</p>	

	<p>事業の実施状況や課題を把握するためのシートを作成し、市町の抱える課題や各々の状況に応じた支援を行い、取組を進めることができた。</p> <p>この他、県民を対象とした人生会議（ACP）に係る研修会を開催し、県民の人生会議（ACP）への理解を深めた。一方、研修会の回数が、当初目標である6に届かなかったが、これは5月に第五類に移行したものの新型コロナウイルス感染症の影響が残り、研修会の開催を委託する各郡市医師会に実施の余裕がなかったものと思われる。より効果的な事業となるよう、引き続き各郡市医師会に事業の啓発を進めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町担当者研修会では、事業マネジメントが必要となる社会的背景や基本的な考え方について、講師が以前に実施した研修のオンデマンド配信による事前学習をすることで、限られた研修時間の中で効率的に講義と演習を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 5】 訪問看護提供体制確保事業	【総事業費】 4千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	①訪問看護ステーション事業者 ②栃木県（一部、訪問看護ステーション事業者に委託） ③、④栃木県（栃木県訪問看護ステーション協議会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護は在宅医療を実施する上で重要な資源であるが、栃木県の「人口10万人当たりの訪問看護ステーション数」及び「人口10万人当たりの訪問看護職員数」は全国下位の状況が続いている。そこで、今後見込まれる在宅医療の需要増大に備えるため、訪問看護提供体制を確保する必要がある。 アウトカム指標： ・訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 138人(R3) → 167人(R6.3.31)	
事業の内容 (当初計画)	①訪問看護ステーション設備整備支援事業 ・訪問看護ステーション等の新設に係る設備整備費を補助する。 ・既存の訪問看護ステーションが機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ又はⅡを取得するために必要な設備整備費を補助する。 ②訪問看護教育ステーション事業 ・身近な地域に訪問看護教育ステーションを設置し、職場体験研修や相談対応、勉強会等を開催する。 ③訪問看護普及啓発事業 ・医療介護関係者や看護学生、県民等を対象に訪問看護における医療的ケアの効果や有用性、介護との違い等に関する普及啓発を実施する。 ④訪問看護ステーションサポート事業 ・訪問看護事業所の経営能力強化や運営安定化を図るための研修会を開催するほか、経営コンサルティングを実施する。 ・集合研修への参加が困難な訪問看護師向けに、訪問看護事例等を収めた研修動画を制作し、オンデマンド配信する。 ・事業所職員の育成や組織作り等に関するマニュアル等作成のための検討会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①設備整備支援事業により新設又は大規模化する施設数：7施設 ②教育ステーションの設置数：6箇所（全二次保健医療圏） ③訪問看護普及啓発のための普及啓発活動の実施数：3回 ④経営能力強化・運営安定化を図るための研修会の参加者数：167人 経営相談窓口の利用事業所数：29事業所（R4年度新規開設事業所数）	
アウトプット指標 (達成値)	①設備整備支援事業により新設又は大規模化する施設数：3施設 ②教育ステーションの設置数：6箇所（全二次保健医療圏） ③訪問看護普及啓発のための普及啓発活動の実施数：12回 ④経営能力強化・運営安定化を図るための研修会の参加者数：95人 経営相談窓口の利用事業所数：9事業所	
事業の有効性・効率	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対)	

性	<p>138人(R3) →未確認 (R6. 3. 31) (※1)</p> <p>※1 65歳以上人口が公表されていないため、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対)は確認できなかった。</p> <p>代替指標として、訪問看護ステーションに勤務する看護職員(常勤換算)数は、以下のとおり推移している。</p> <p>947.9人(R5. 4月) → 1103.8人(R6. 4月)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により、訪問看護ステーション数及び訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算数)が増加するなど、訪問看護提供体制の確保につながったが、目標には到達しなかった。今後は、関係機関等を通じて事業のさらなる周知に努めたい。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業の委託先を、県内の多くの訪問看護ステーションが会員として所属する(一社)栃木県訪問看護ステーション協議会にしたことで、事業の実施を効率的に行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 6】 小児在宅医療提供体制構築事業	【総事業費】 2千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（特定非営利活動法人うりずんに委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医学の進歩等により救われる命が多くなり、日常的に在宅医療を必要とする児が増える中で、そうした児及びその家族が自宅や地域において安心して暮らせるよう、小児在宅医療提供体制の整備・充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・訪問看護ステーションにおける15歳未満の利用者数の増加 307人（R4.4月）→ 364人（R6.4月）</p>	
事業の内容（当初計画）	小児在宅医療に関心のある医師等向け実技講習会、小児在宅医療関係者向け実務研修会の開催等	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>アウトプット指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実技講習会受講者数：50人 ※小児二次医療圏を構成する病院、小児科標榜の病院・診療所の医師・看護師、訪問看護事業所の看護師等</li> <li>・実務研修会参加者数：110人 ※医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、相談支援専門員、介護福祉士、保育士、特別支援学校職員、幼稚園教諭、行政職等</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実技講習会受講者数：110人</li> <li>・実務研修会参加者数：104人</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションにおける15歳未満の利用者数の増加 307人（R4.4月）→403人（R6.4月）</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性 本事業において、医師を対象とした研修会に、歯科医師や看護師等の医療職65名、多職種を対象とした研修会に、医師3名、看護師42名のほか、教育関係者や相談支援専門員等の参加があり、小児在宅医療に関する裾野の拡大につながった。 また、訪問看護ステーションにおける15歳未満の利用者数は、67人増加し、目標を達成した。小児在宅医療の体制構築に向けて直接的な効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性 一部の研修会をWEB開催とし、開催準備を簡素化することができた。 また、研修申込をオンラインとFAXの併用から原則的にオンラインとしたことで、事務の効率化をはかることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 8】 医療的ケア児レスパイト事業	【総事業費】 1,782千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	短期入所事業所（病院等）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障害児が増加しており、NICUや小児病棟から在宅への円滑な移行のため、レスパイトケアを担う短期入所事業所（病院等）の整備等が課題となっている。	
	アウトカム指標：短期入所事業所設置数 ・短期入所事業所（医療型）：6箇所（R元年度）→8箇所（R5年度）	
事業の内容（当初計画）	医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の在宅移行を進めるため、短期入所事業所の開設等に必要な設備整備に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備を行う施設数（医療型）：2施設	
アウトプット指標（達成値）	整備を行った施設数：4施設（R5（2023）年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 短期入所事業所設置数 ・短期入所事業所（医療型）：6箇所（R元年度）→6箇所（R5年度）	
	(1) 事業の有効性 令和5年度においては、新規開設に係る整備事業ではなく、既設置事業所の機能拡充に係る整備事業に対する支援を行ったことから、アウトカム指標の目標達成には至らなかったが、当該整備により医療的ケア児（者）の受入れ体制の確保が図られた。今後も医療機関、事業所等における医療的ケア児の受入れ相談対応と併せて本事業を実施することにより、目標達成を図る。 (2) 事業の効率性 医師会、老人保健施設協会、障害施設・事業協会等関係団体等と連携し事業周知における効率を図った。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 11】 訪問看護推進事業	【総事業費】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（栃木県看護協会及び栃木県訪問看護ステーション協議会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県における「人口10万人当たりの訪問看護職員数」は、全国下位の状況が続いているため、今後の在宅医療の需要増大に備えるべく、訪問看護に従事する職員数を確保し、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療に係る提供体制を強化する必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・訪問看護ステーションに勤務する看護師数(常勤換算・65歳以上人口10万人対) 138人 (R3) → 167人 (R6.3.31)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>訪問看護研修の実施</p> <p>①人工呼吸器装着者等在宅療養支援研修 ②在宅ターミナルケア研修 ③小児訪問看護研修 ④精神科訪問看護研修</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>訪問看護研修の受講者数</p> <p>①人工呼吸器装着者等在宅療養支援研修：20名 ②在宅ターミナルケア研修：30名 ③小児訪問看護研修：20名 ④精神科訪問看護研修：50名</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>訪問看護研修の受講者数</p> <p>①人工呼吸器装着者等在宅療養支援研修 11名 ②在宅ターミナルケア研修 17名 ③小児訪問看護研修 21名 ④精神科訪問看護研修 51名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算) 707.2人 (R2.4.1) → 947.9人 (R5.4.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 各種研修を行うことにより、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算)の増加に効果が見られるとともに、各分野における専門的知識・技術の取得が促進され、在宅療養支援の質の向上が図られたと考える。人工呼吸器装着者等在宅療養支援研修、在宅ターミナルケア研修については、5類移行後も新型コロナウイルスが影響している可能性があり、目標値を達成できなかったと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 精神科訪問看護研修は訪問看護ステーション協議会へ、それ以外は栃木県看護協会へ一括して委託することでコストの削減を図っている。 なお、研修の受講者数は目標値に届かなかつたため、一部研修内容や講師の変更を行った。また、県看護協会(eナースセンター)登録者等への研修参加の周知を強化したり、SNSでの発信を積極的に行う。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 12】 在宅歯科医療従事者研修事業	【総事業費】 258千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県歯科医師会、郡市歯科医師会等	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療を充実させるため、医療機関間の理解促進、連携、スキルアップを図る研修事業を行う必要がある。	
	アウトカム指標 ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設 (R3) → 287施設 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医師及び歯科衛生士等に対する在宅歯科医療研修に要する経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・研修会開催回数：2回 ・研修会受講者数：100人	
アウトプット指標 (達成値)	・研修会開催回数：2回 ・研修会受講者数：134人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後の1年以内のアウトカム指標： ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設 (R3) → 未確認 (R5) (※) ※NDBデータが公表されていないため、訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援歯科診療所の届出施設数は、以下のとおり推移している。 70施設 (R5.4月) → 70施設 (R6.4月)</p> <p>(1) 事業の有効性 研修受講者数は、目標値を達成した。研修を通じ、在宅歯科医療に携わる歯科医師や歯科衛生士のスキルアップが図られ、歯科医療の質的向上等、在宅歯科医療体制の強化に繋がったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の歯科保健の現状を熟知し、専門知識及び関係機関との連携体制を有する栃木県歯科医師会の取組を支援することにより、効果的かつ効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 13】 在宅歯科・障害者歯科医療協力医等人材育成事業	【総事業費】 362千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	① 栃木県歯科医師会から推薦された歯科医師（補助） ② 栃木県（栃木県歯科医師会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>住み慣れた地域において、個人の特性に応じた必要な歯科保健医療サービスを受けられる体制を整備するため、在宅歯科医療を行う医師の育成・確保を進める必要がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本障害者歯科学会認定医が在籍する在宅医療圏 県内11在宅医療圏 6在宅医療圏（R4） → 11在宅医療圏（R9）</li> <li>訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設（R3） → 287施設（R5）</li> </ul>	
事業の内容（当初計画）	要介護者に対する在宅歯科医療体制の充実を図るため、日本障害者歯科学会認定医の取得に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・日本障害者歯科学会認定医を取得する歯科医師：20人	
アウトプット指標（達成値）	・日本障害者歯科学会認定医を取得する歯科医師：20人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後の1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本障害者歯科学会認定医が在籍する在宅医療圏 県内11在宅医療圏 6在宅医療圏（R4） → 8在宅医療圏（R5）</li> </ul> <p>事業終了後の1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問歯科診療を実施する歯科診療所数 236施設（R3） → 未確認（R5）（※）</li> </ul> <p>※NDBデータが公表されていないため、訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援歯科診療所の届出施設数は、以下のとおり推移している。 70施設（R5.4月） → 70施設（R6.4月）</p> <p>(1) 事業の有効性 日本障害者歯科学会認定医の選考を受けるためには、一定の臨床経験等いくつかの申請資格を満たす必要があるため、単年度での大幅な増加は難しいが、認定医の数が徐々に増加し、不在の医療圏も少なくなっていることから、要介護者に対する在宅歯科医療体制の充実により一定の効果が出ていると考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の歯科保健の現状を熟知し、専門知識及び関係機関との連携体制を有する栃木県歯科医師会の取組を支援することにより、効果的かつ効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

### 事業区分3：介護施設等の整備に関する事業

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業													
事業名	【介護分 No. 1】 栃木県介護施設等整備事業	【総事業費(令和5年度実績)】 384,372千円												
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域													
事業の実施主体	栃木県													
事業の期間	令和5年度 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了													
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 令和5(2023)年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 20,654人													
事業の内容 (当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>29床(1箇所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>81床(5箇所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2箇所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の新型コロナウイルス感染防止対策に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	29床(1箇所)	認知症高齢者グループホーム	81床(5箇所)	小規模多機能型居宅介護事業所	2箇所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2箇所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2箇所
整備予定施設等														
地域密着型特別養護老人ホーム	29床(1箇所)													
認知症高齢者グループホーム	81床(5箇所)													
小規模多機能型居宅介護事業所	2箇所													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2箇所													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2箇所													
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型介護老人福祉施設 2,277床(87箇所)→2,306床(88箇所)</li> <li>認知症高齢者グループホーム 2,454床(183箇所)→2,535床(188箇所)</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所 104箇所→106箇所</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9箇所→11箇所</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所 6箇所→7箇所</li> </ul>													
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型介護老人福祉施設 2,277床(87箇所)→2,306床(88箇所)</li> <li>認知症高齢者グループホーム 2,454床(183箇所)→2,499床(186箇所)</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所 104箇所→105箇所</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9箇所→9箇所</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所 6箇所→7箇所</li> </ul>													
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 施設・居住系サービスの入所定員総数 19,946人 <input type="checkbox"/>観察できなかった <input checked="" type="checkbox"/>観察できた ⇒ 指標：19,157人から19,837人に増加した。</p> <p>(1) 事業の有効性 介護施設等の整備により、施設・居住系サービスの入所定員総数が19,157人から19,837人に増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体</p>													

	制の構築が図られた。 (2) 事業の効率性 調達方法や手続について行政の手法を紹介することで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。
その他	

## 事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業																									
事業名	【医療分No. 17】 医師確保推進事業	【総事業費】 3,943千円																								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域																									
事業の実施主体	栃木県（とちぎ地域医療支援センター、一部民間事業者に委託）																									
事業の期間	令和5年度 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了																									
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の医師偏在指標は全国31位となり、医師少数都道府県を脱したが、依然として医師の不足の課題があり、医師の確保を図る必要がある。</p> <p>なお、本県の2次医療圏のうち、3つの医療圏が医師少数区域に相当しており、医師の地域偏在解消にも取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：県内病院に勤務する常勤医師数（栃木県調査）※速報値 3,174人（R5.4.1）→3,122.6人（R6.4.1）</p> <p>《内訳》</p> <table border="0"> <tr> <td>県北医療圏（医師少数）</td> <td>384人</td> <td>→</td> <td>390人</td> </tr> <tr> <td>県西医療圏（医師少数）</td> <td>165人</td> <td>→</td> <td>156人</td> </tr> <tr> <td>両毛医療圏（医師少数）</td> <td>309人</td> <td>→</td> <td>312人</td> </tr> <tr> <td>宇都宮医療圏（中間）</td> <td>619人</td> <td>→</td> <td>641人</td> </tr> <tr> <td>県東医療圏（中間）</td> <td>97人</td> <td>→</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>県南医療圏（医師多数）</td> <td>1,600人</td> <td>→</td> <td>1524人</td> </tr> </table>		県北医療圏（医師少数）	384人	→	390人	県西医療圏（医師少数）	165人	→	156人	両毛医療圏（医師少数）	309人	→	312人	宇都宮医療圏（中間）	619人	→	641人	県東医療圏（中間）	97人	→	100人	県南医療圏（医師多数）	1,600人	→	1524人
県北医療圏（医師少数）	384人	→	390人																							
県西医療圏（医師少数）	165人	→	156人																							
両毛医療圏（医師少数）	309人	→	312人																							
宇都宮医療圏（中間）	619人	→	641人																							
県東医療圏（中間）	97人	→	100人																							
県南医療圏（医師多数）	1,600人	→	1524人																							
事業の内容（当初計画）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 栃木県地域医療対策協議会の開催（医師確保に関する協議等）</li> <li>② とちぎ地域医療支援センターの運営（地域枠医師等のキャリア形成支及び配置調整、医師確保に係る総合企画）</li> <li>③ 医師修学資金貸与事業による医師の養成</li> <li>④ 無料職業紹介事業（病院見学経費の助成）</li> <li>⑤ 臨床研修医確保のための合同説明会出展</li> </ol>																									
アウトプット指標（当初の目標値）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 栃木県地域医療対策協議会の開催回数：3回</li> <li>② 地域枠医師等の派遣者数：66名</li> <li>③ 地域枠医師等の養成数：81名</li> <li>④ 支援件数：5件</li> <li>⑤ 合同説明会への出展回数：2回</li> </ol>																									
アウトプット指標（達成値）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 栃木県地域医療対策協議会の開催回数：4回</li> <li>② 地域枠医師等の派遣者数（キャリア形成プログラム適用対象者）：115名</li> <li>③ 地域枠医師等の養成数（卒前支援プラン適用対象者）：98名</li> <li>④ 支援件数：3件</li> <li>⑤ 合同説明会への出展回数：2回</li> </ol>																									
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内病院に勤務する医師数（常勤）※速報値 R5.4.1→R6.4.1</li> <li>・県全体 3,174人 → 3,123人（51人）</li> </ul> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県北医療圏（医師少数） 384人 → 390人（6人）</li> <li>・県西医療圏（医師少数） 165人 → 156人（-9人）</li> <li>・両毛医療圏（医師少数） 309人 → 312人（3人）</li> <li>・宇都宮医療圏（中間） 619人 → 641人（22人）</li> </ul>																									

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県東医療圏（中間） 97人 → 100人（3人）</li> <li>・ 県南医療圏（医師多数） 1,600人 → 1524人（-76人）</li> </ul>
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>令和6年4月1日時点の県内病院の常勤医師数について、医師多数区域では減少している一方、医師少数区域では概ね増加していることから、県内の医師偏在の解消が進んでいると考える。なお、人口10万対医療施設従事医師数は、県全体で236.9人（2020年）から248.4人（2022年）に増加している。</p> <p>地域医療支援センターが主体となり、県内の大学及び医療機関と連携しながら、医学生から専攻医までキャリアステージに応じた医師確保に関する取組を総合的に実施することにより、医師の確保及び定着に直接的な効果があったものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療対策協議会の開催を含め、関係団体・機関と連携・協力しながら施策を進めることで、必要かつ効果的な事業に限って実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 16】 緊急分娩体制整備事業	【総事業費（計画期間の総額）】 14,155千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	分娩を取り扱う病院、診療所、助産所	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数を主たる診療科別にみると、産婦人科及び産科では、平成28年で9.1人が平成30年で9.0人と減少しており、依然として不足している状況にある。	
	アウトカム指標：分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 125人(R4.4.1)→ 126人(R6.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	病院等が支給する産科医及び助産師等への分娩手当に対する助成	
アウトプット指標 (当初の目標値)	《R4》 手当支給施設数：25施設 《R5》 手当支給施設数：24 施設	
アウトプット指標 (達成値)	《R5》 手当支給施設数：21 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 125人(R4.4.1)→ 126人(R6.4.1)	
	(1) 事業の有効性 アウトプット指標は未達成であるものの、アウトカム指標については達成し、R6.4.1時点で126人となっている。また、産科・産婦人科医及び助産師等に対し、分娩手当を支給して処遇改善を図ることにより、医師等の確保及び分娩体制の維持に一定の効果があつたと考える。 事業の趣旨への理解が得られるよう、引き続き対象医療機関に周知をしていく。 (2) 事業の効率性 診療所に対応できないハイリスク分娩の受入を行う病院に対して優先的に支援することにより、効率的に実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 17】 周産期医療対策事業（新生児入院手当）	【総事業費（計画期間の総額）】 1,720千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	産科医等医療従事者の不足により、地域周産期医療機関や分娩取扱医療機関が減少する中、県域を超えた救急搬送患者も受け入れるなど、総合周産期母子医療センターや地域周産期医療機関の負担が増大している。産科医、助産師等医療従事者の確保や各医療圏における地域周産期医療機関の確保等により、周産期医療提供体制を確保・充実させる必要がある。	
	アウトカム指標： 総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関に勤務する小児科医師数（常勤） 115人（R5.4.1）→ 126人（R6.4.1）	
事業の内容（当初計画）	出生後NICUへ入室する新生児を担当する医師に支給する新生児入院手当への助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	《R4》 手当支給施設数：6施設 《R5》 手当支給施設数：4施設	
アウトプット指標（達成値）	《R5》 手当支給施設数：2施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関に勤務する小児科医師数（常勤） 115人（R5.4.1）→ 126人（R6.4.1）	
	(1) 事業の有効性 過酷な勤務状況にある新生児医療担当医に対し、手当を支給して処遇改善を図ることにより、医師を確保し、新生児に係る周産期医療提供体制を確保した。 (2) 事業の効率性 高度な新生児医療を行い、栃木県の周産期医療提供体制において特に重要な役割を担う総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関に助成を行い、周産期医療提供体制を確保した。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 19】 歯科衛生士再就職支援事業	【総事業費】 310千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	① 栃木県歯科医師会 ② 栃木県（栃木県歯科医師会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	結婚、出産、育児、介護等の理由で離職した歯科衛生士が職場復帰できる体制が整備されていないため、慢性的に歯科衛生士が不足している。	
	アウトカム指標 ・就業歯科衛生士数1,998人（R2.12.31） → 2,150人（R5.12.31）	
事業の内容（当初計画）	① 歯科衛生士の再就職支援を目的とした歯科衛生士向け技術研修会の開催に要する経費を補助する。 ② 歯科衛生士の再就職支援を目的とした歯科医院向け就労支援セミナーを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 研修会受講歯科衛生士数：30人 ② セミナー受講歯科医院数：30施設	
アウトプット指標（達成値）	① 研修会受講歯科衛生士数：13人 ② セミナー受講歯科医院数：39施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業歯科衛生士数→未確認（R5） ・統計調査（衛生行政報告例）の結果が公表されていないため、就業歯科衛生士数は確認できなかった。 代替的な指標として、研修受講者のうち受講後のアンケートにおいて「研修内容が参考になった」と回答した者の割合：100%	
	(1) 事業の有効性 歯科専門職に対する研修の実施を支援することで、地域の歯科保健医療を支える歯科衛生士等の確保及び資質の向上が促進された。 今後も、研修の周知方法等を工夫し、目標達成を目指す。 (2) 事業の効率性 県内の歯科保健の現状を熟知し、専門知識及び関係機関との連携体制を有する栃木県歯科医師会の取組を支援することにより、効果的かつ効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 20】 新人看護職員応援研修事業	【総事業費】 829千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	① 栃木県（栃木県看護協会に委託） ② 医療機関	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来の医療需要の変化に対応した医療提供体制を充実させるため、各医療機能に対応できる看護師の育成・確保が必要である。 アウトカム指標：看護職員の離職率 10.7%（R3年度）→9.3%（R5年度）	
事業の内容（当初計画）	① 新人看護職員、教育担当者、実地指導者及び就業後2～3年目の看護職員を対象とした研修を実施する。 ② 医療機関が実施する新人看護職員への研修に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 研修受講者数（実人数） 多施設合同研修：120人      教育担当者研修：60人 実地指導者研修：60人      レベルアップ研修：60人 ② 支援施設数：29 病院	
アウトプット指標（達成値）	① 研修受講者数（実人数） 多施設合同研修：567人      研修担当者研修：47人 実地指導者研修：43人      レベルアップ研修：233人 ② 支援施設数：26 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 看護職員の離職率は、日本看護協会が実施する病院看護事態調査結果が公表されていないため、観察できなかった。（直近の実績：R4年度11.3%） 代替指標として看護職員の離職に関する調査（栃木県看護協会）における栃木県内の看護職員の離職者数は以下のとおりである。 1,289人（R3.4～R4.3）→1,228人（R5.4～R6.3） (1) 事業の有効性 アウトカム指標は未確認であるが、職場等への適応促進及びモチベーションの向上など新人看護職員の資質向上が図られ、離職防止に一定の効果があつたものとする。また、感染症の長引く影響もあり、一部受講者数が達成値を下回ったが、新人看護職員の実地指導者のスキル向上を図ることにより、各施設における教育研究体制の充実や看護職員が定着しやすい職場環境の整備が期待され、今後の離職防止につながるものとする。 (2) 事業の効率性 県内全域において看護職員に対する研修運営実績のある栃木県看護協会へ研修事業を委託することにより、効率的に実施できた。	
その他		

事業の区分	1. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 22】 認定看護師養成支援等事業	【総事業費】 7,126千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関、訪問看護ステーション	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門化が進む中、安心して質の高い医療サービスを提供するため、高水準の知識や技術を有する認定看護師及び特定行為研修修了者を養成・確保し、質の高い医療提供体制整備を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 県内認定看護師数 285人（R5.3月）→297人（R5年度） ・ 特定行為研修修了者のうち県内就業者数 75人（R5.2月）→93人（R5年度）	
事業の内容 （当初計画）	認定看護師及び特定行為研修の受講に要する経費を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 認定看護師に係る補助人数：12人 ・ 特定行為研修に係る補助人数：42人（共通24人、区分別18人）	
アウトプット指標 （達成値）	・ 認定看護師に係る補助人数 11人 ・ 特定行為研修に係る補助人数 12人（共通5人、区分別5人、指導者講習2人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ 県内認定看護師数：303人（R5年12月） ・ 特定行為研修修了者のうち県内就業者数：R5年度の数値は厚生労働省が公表していないため観察できなかったが、代替指標は以下のとおりであった。75人（R5年1月）→95人（R6年2月）  (1) 事業の有効性 アウトカム指標は一部確認できなかったが、医療機関等が認定看護師及び特定行為研修に看護師を派遣することによりキャリアアップの支援につながっていると同時に医療提供体制の整備が図られた。引き続き、在宅医療の推進やチーム医療の促進のための取組として受講者の増加を図ることが課題である。補助人数は目標値を達成していないが、医療機関における新型コロナウイルス感染症対策優先の対応が5類移行後も継続しており、受講数に影響があったと考えられる。看護協会等と連携し医療機関への理解促進を引き続き図っていく。  (2) 事業の効率性 医療機関等へ補助することにより、研修修了後に各現場で活躍しやすい環境整備や計画的な人材育成が組織的かつ効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 23】 看護実習環境確保支援事業	【総事業費】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（栃木県看護協会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護師等養成所の指定規則の改正に伴い、新しい実習分野の追加への対応が求められている中、実習施設での指導者が不足しており、その充足を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 看護師、准看護師養成所卒業生の県内定着率 68%（R4年度）→ 70%（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	実習先病院等における実習指導看護師不足の解消を目的とした実習指導者講習会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	講習会受講者数：50人（実習指導者講習会40人、特定分野講習会10人）	
アウトプット指標（達成値）	講習会受講者数 47人（R5年度） （実習指導者講習会36人、特定分野講習会11人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 看護師、准看護師養成所卒業生の県内定着率 68.2%（R4年度）→ 61.1%（R5年度）	
	(1) 事業の有効性 試験合格率の低下や県外の附属病院への就業者が多かったことの影響が大きく、アウトカム指標は未達成という結果となった。また、長引く感染症の影響もあり、受講者数は未達成となったが、受講者のアンケート結果から理解度も80%以上得られており、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術が習得できたと考える。 (2) 事業の効率性 講師からの助言にはZOOMやメールを使用するなど、効果的・効率的に研修を進めることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 25】 助産師相互研修事業	【総事業費】 2千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（栃木県看護協会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>将来の医療需要の変化に対応した医療提供体制を充実させるため、各医療機能に対応できる助産師の育成・確保が必要となっている。</p> <p>アウトカム指標：就業助産師数（人口10万人当たり）※ 28.7人（R2年）→30.1人（R6.12.31）</p> <p>※看護職員調査の届出数（県独自集計）</p>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>助産師に対する最新の知識や技術を取得する講義・演習等の実施</li> <li>病院及び診療所に勤務する助産師に対する相互現地研修の実施</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修参加助産師数（実人数） 20人	
アウトプット指標（達成値）	・研修参加助産師数（実人数） 107人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業助産師数（人口10万人当たり）は、看護職員調査が隔年実施の調査であるため観察できなかった。（直近データR4年度：29.9人）</p> <p>※看護職員調査の届出数（県独自集計） 受講者のアンケート結果から理解度も90%以上得られており、必要な知識・技術の習得ができたと考える。</p> <p>(1) 事業の有効性 病院及び診療所に勤務する助産師が最新の知識・技術等を身につけることにより実践能力の向上を図るとともに相互連携により周産期医療体制の整備につなげることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内全域において看護職員に対する研修運営実績のある栃木県看護協会へ委託して実施することにより、実施内容に見合った事業の実施ができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 26】 看護職員キャリア継続支援事業	【総事業費】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（栃木県看護協会に委託）	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の更なる確保のためには、定年退職後も働き続けられる環境の整備等を行うことにより、プラチナナース（熟練した看護技術と対人スキルを持つ定年又は早期退職した看護職員）等の効率的活用を図る必要がある。 アウトカム指標：就業看護師数（人口10万人当たり）* 915.7人（R2. 12. 31）→1015.4人（R6. 12. 31） ※看護職員調査の届出数（県独自集計）	
事業の内容（当初計画）	定年後も継続してプラチナナースとしてのキャリアが築けるよう、主に以下の取組を実施 ・退職前看護職員及び求人施設に対するセカンドキャリア周知セミナー ・再就業の際に必要な知識・技術を修得する研修会の実施 ・その他プラチナナース等の求人施設に向けた施設訪問等	
アウトプット指標（当初の目標値）	・セカンドキャリア周知セミナー参加者：140人 ・セカンドキャリア支援研修会受講者数：200人	
アウトプット指標（達成値）	・セカンドキャリア周知セミナー参加者 104人 ・セカンドキャリア支援研修会受講者数 370人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護師数（人口10万人当たり）* は看護職員調査が隔年実施の調査であるため、観察できなかった。（直近データR4年度：976.7人） ※看護職員調査の届出数（県独自集計） 代替指標として看護職員の離職に関する調査（栃木県看護協会）における栃木県内の離職者数は以下のとおりである。 1209人（R4. 4～R5. 3）→1228人（R5. 4～R6. 3）  (1) 事業の有効性 プラチナナース等へセカンドキャリアを支援するため、病院、診療所、看護系施設及び訪問看護等で新たに必要となる看護の知識及び技術等の多様な研修を実施したことにより、再就業につながったと考える。セカンドキャリア周知セミナー参加者については、新型コロナウイルスの影響により集合研修への参加が困難であったことから目標値を達成できなかったと考えられる。 (2) 事業の効率性 ナースセンターの運営主体である栃木県看護協会へ委託して実施する事により、専門的かつ円滑に事業を実施することができた。また、一部研修ではオンデマンド配信を活用することにより経済的・効果的に実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 27】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 1,007千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	看護師養成所、准看護師養成所、助産師養成所	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>将来の医療需要の変化に対応した医療提供体制の充実に向けて、各医療機能に対応できる看護師を育成・確保するためには、看護師等養成所の安定的な運営及び看護基礎教育の充実等を図り、県内就業看護師の増加及び資質の向上につなげていく必要がある。</p> <p>看護師等准看護師成所卒業生の県内定着率 68% (R4年度) → 70% (R5年度)</p>	
事業の内容 (当初計画)	県内の看護師等養成所に対する運営費を補助する。 (補助基準額+県内定着率加算+資格試験合格率加算)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援養成所数 15校	
アウトプット指標 (達成値)	支援養成所数 14校	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 看護師等養成所卒業生の県内定着率 68.2% (R4年度) → 61.1% (R5年度)</p> <p>(1) 事業の有効性 試験合格率の低下や県外の附属病院への就業者が多かったことの影響が大きく、アウトカム指標は未達成という結果となった。しかし県内定着率60%以上を達成することが出来たため、一定程度事業の有効性が示されたと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 R1年度より資格試験合格率に応じた加算率を設けたことにより、各養成所の取組の効率的評価につながった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 28】 看護師等修学資金貸付事業	【総事業費】 -3,318千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の看護師数は10万対で全国40位であり、看護師少数都道府県である。2025年の超高齢社会の到来を見据え、県民が、医療や介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会を実現していくためには、看護学生の県外流出の防止やUIJターナー者の県内就業の促進に加え、中小規模医療機関への就業促進等により、看護職員の確保が喫緊の課題となっている</p>	
	<p>アウトカム指標 看護師准看護師養成所卒業生の県内定着率 R4年度卒業生68%→ R5年度卒業生70%</p>	
事業の内容 (当初計画)	保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校養成所の在学者に対して返還免除要件付きの修学資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	学校養成所在学者への修学資金貸与：135名	
アウトプット指標 (達成値)	学校養成所在学者への修学資金貸与：115名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 看護師等養成所卒業生の県内定着率 68.2% (R4年度) → 61.1% (R5年度)</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 試験合格率の低下や県外の附属病院への就業者が多かったことの影響が大きく、アウトカム指標は未達成という結果となった。しかし県内定着率60%以上を達成することが出来たため、一定程度事業の有効性が示されたと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 5年間の指定施設での就業を返還免除要件とすることにより、県内での看護職員の確保につながっている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 29】 病院内保育所運営費補助金	【総事業費】 14,626千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	病院内保育所	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師や看護師を始め医療従事者の不足が深刻化しており、県内定着及び再就業の促進並びに離職防止等の対策が喫緊の課題となっている。また、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務等厳しい勤務環境にある医師や看護職等が健康で安心して働くことができる環境整備も課題となっている。</p> <p>アウトカム指標：  <ul style="list-style-type: none"> <li>県内病院に勤務する医師数（常勤） 3,129人（R4.4.1）→（No.17の数）人（R6.4.1）</li> <li>看護職員の離職率 10,1%（R2年度）→11.3%（R4年度）</li> </ul> </p>	
事業の内容（当初計画）	医師や看護職員等の離職防止と未就業看護職員の再就業の促進を図るため、病院内保育施設の運営に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助施設数：2625施設	
アウトプット指標（達成値）	補助施設数：2522施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  <ul style="list-style-type: none"> <li>県内病院に勤務する医師数（常勤） 3,129人（R4.4.1）→（No.17の数）人（R6.4.1）</li> <li>看護職員の離職率は、日本看護協会が実施する病院看護事態調査結果が公表されていないため、観察できなかった。（直近の実績：R4年度11.3%） 代替指標として看護職員の離職に関する調査（栃木県看護協会）における栃木県内の看護職員の離職者数は以下のとおりである。 1,289人（R3.4～R4.3）→1,228人（R5.4～R6.3）</li> </ul> </p> <p>(1) 事業の有効性 感染症対策の強化などに伴う業務負担増を一因として、アウトプット指標は未達成となったが、医師数は増加しており、県内医療従事者の確保に一定の効果があったものとする。</p> <p>看護職員のR5年度離職率は観察できなかったが、職員の働きやすい環境を整える一助となり、子育て中の看護職員等の離職防止及び再就業の促進を図るため、補助を利用していない医療機関への周知を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 病院内保育所の運営状況に見合った補助を行い、効率的な実施を図った。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 30】 小児救急医療支援事業	【総事業費（計画期間の総額）】 18,209千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	市町村等	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	休日や夜間など時間に関係なく、比較的軽症な患者が救急医療を利用する、いわゆる「救急医療のコンビニ化」や「大病院志向」などにより、二次・三次救急を担う医療機関へ患者が集中し、小児科勤務医師の疲弊を招いている。 アウトカム指標：県内病院に勤務する小児科医師数（常勤） 170人（R5.4.1）→ 174人（R6.4.1）	
事業の内容（当初計画）	小児科医の確保を図るため、小児救急拠点病院等において、通常の救急診療体制とは別に小児科医等により重症の小児救急患者に対する診療体制を確保する上で必要となる経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	《R4》対象事業者数：6市町村等（12病院） 《R5》対象事業者数：6市町村等（12病院）	
アウトプット指標（達成値）	《R5》対象事業者数：6市町村等（12病院）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内病院に勤務する小児科医師数（常勤） 170人（R5.4.1）→ 174人（R6.4.1） (1) 事業の有効性 小児救急拠点病院において、重症の小児救急患者等の診療体制を整備し、小児救急医療体制を確保することができた。 (2) 事業の効率性 地域の医療資源を考慮して設定された小児二次救急医療圏全てにおいて、小児救急拠点病院の運営体制を確保されることにより、県民が身近な地域で救急医療を受けることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【医療分No. 32】 精神科救急医療連携研修事業	【総事業費】 198千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県	
事業の期間	令和5年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神科救急においては、特に身体合併症患者の受入れが難しく、搬送時間の長期化等により一般救急等にも影響が出ている状況にあることから、増加傾向にある身体合併症患者に対応できる医療従事者等を養成し、円滑な精神科救急患者受入体制を構築することが必要である。 アウトカム指標：県内の精神科病院に勤務する医師数 常勤換算 236人（R5年度）→237人（R6年度）	
事業の内容（当初計画）	精神科救急に携わる医療従事者（一般科、精神科）等を対象とした身体合併症事例をもとに各部門の関わり等について検討する研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会受講者数：60人	
アウトプット指標（達成値）	研修会受講者数：249人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標は、令和6年度の精神科病院実地指導が終了していないため、観察できなかった（実地指導に係る病院作成資料に準拠。）。</p> <p>代替値として、令和5年10月1日時点の数は以下のとおりである。</p> <p>県内の精神科病院に勤務する医師数 常勤換算235人（R4.10.1）→ 236人（R5.10.1）</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により、身体合併症患者に対応できる医療従事者等の養成、関係機関間での事例共有及び共通認識が図られ、円滑な精神科救急患者受入体制の構築に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修会は、精神科救急情報センターを所管する県（精神保健福祉センター）が直接企画・運営しコスト削減を図るとともに、実事例に即した課題等について、専門家による講話や事例検討等を行うこととしている。 また、医療機関（一般科・精神科）のみならず、消防・行政等の関係機関にも研修会を案内し、積極的に参加してもらうなど、事業の効率的な実施に努めている。</p>	
その他		

## 事業区分5：介護従事者の確保に関する事業

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【介護分 No. 1】 介護サービス事業者等コロナ対応支援事業	【総事業費（令和5年度実績）】 887,540 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（一部、（一社）栃木県老人福祉施設協議会、（一社）栃木県老人保健施設協会に委託）、介護サービス事業者	
事業の期間	令和5（2023）年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 介護サービス事業所等における必要なサービスの継続	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルス感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。また、都道府県において、緊急時に備えた応援体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助事業所 延べ318 事業所、施設等	
アウトプット指標（達成値）	補助事業所 延べ271 事業所、施設等	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等に対してかかり増し経費を助成すること等により、利用者や家族の生活に欠かせない介護サービスを継続することができた。</p> <p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等に対してかかり増し経費を助成すること等により、利用者や家族の生活に欠かせない介護サービスを継続することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 関係団体に委託することにより、効率的に応援体制の構築等を行うことができた。</p>	
その他		